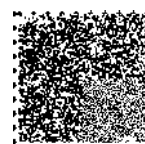


第2章

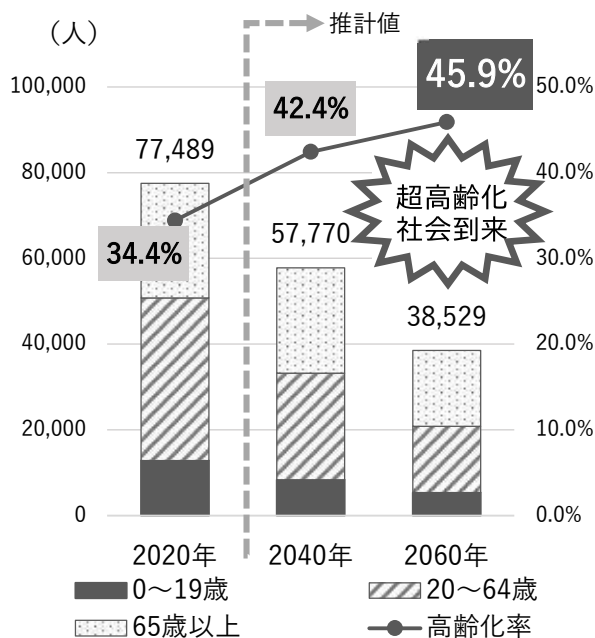
地域福祉を 取り巻く状況



1 統計データからみた豊岡市の状況

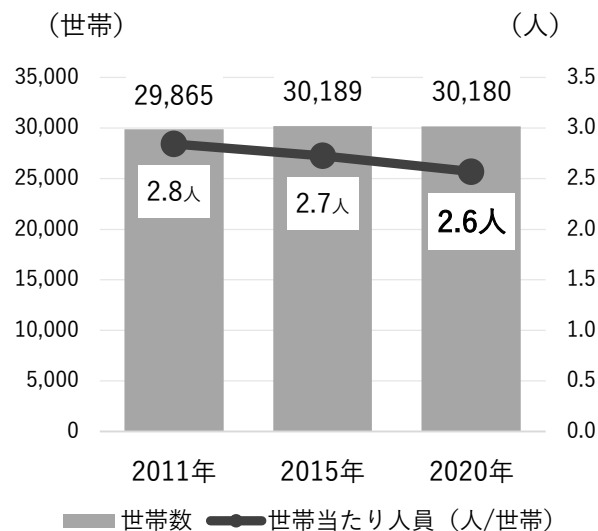
①年齢別人口の将来推計

市の人口は減少傾向にあり、高齢化率も2060年には45.9%まで上昇すると見込まれ、少子高齢化が進んでいくと推測されています。



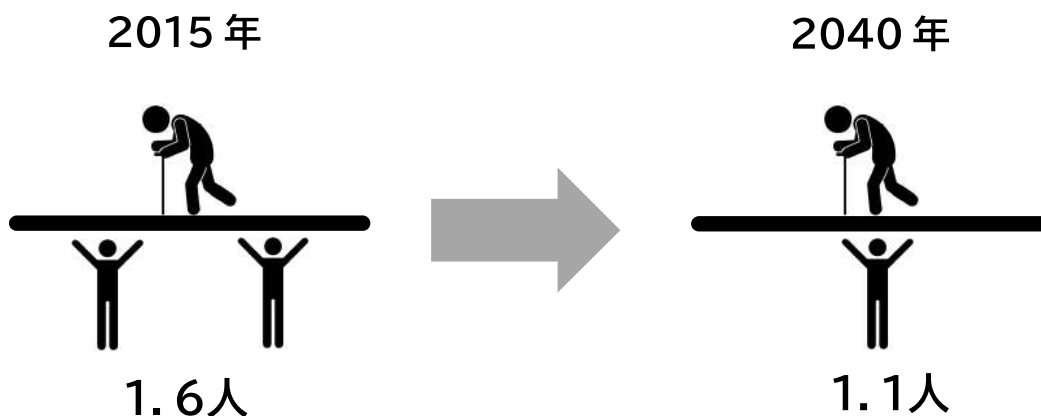
②世帯数と世帯当たりの人口

世帯数はわずかに増加していますが、世帯当たり人数は減少しており、核家族化の進展や単身世帯、一人暮らし世帯の増加がうかがえることから、家庭内での支え合いが難しくなっています。



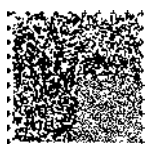
③高齢者の割合

2015年は、1.6人で高齢者1人を支えていましたが、2040年には、1.1人で高齢者1人を支える超高齢社会がやってきます。



※高齢者1人を支える人数 = (15～64歳人口) / (65歳以上人口)

資料：豊岡市人口ビジョン（2015年国勢調査反映版）

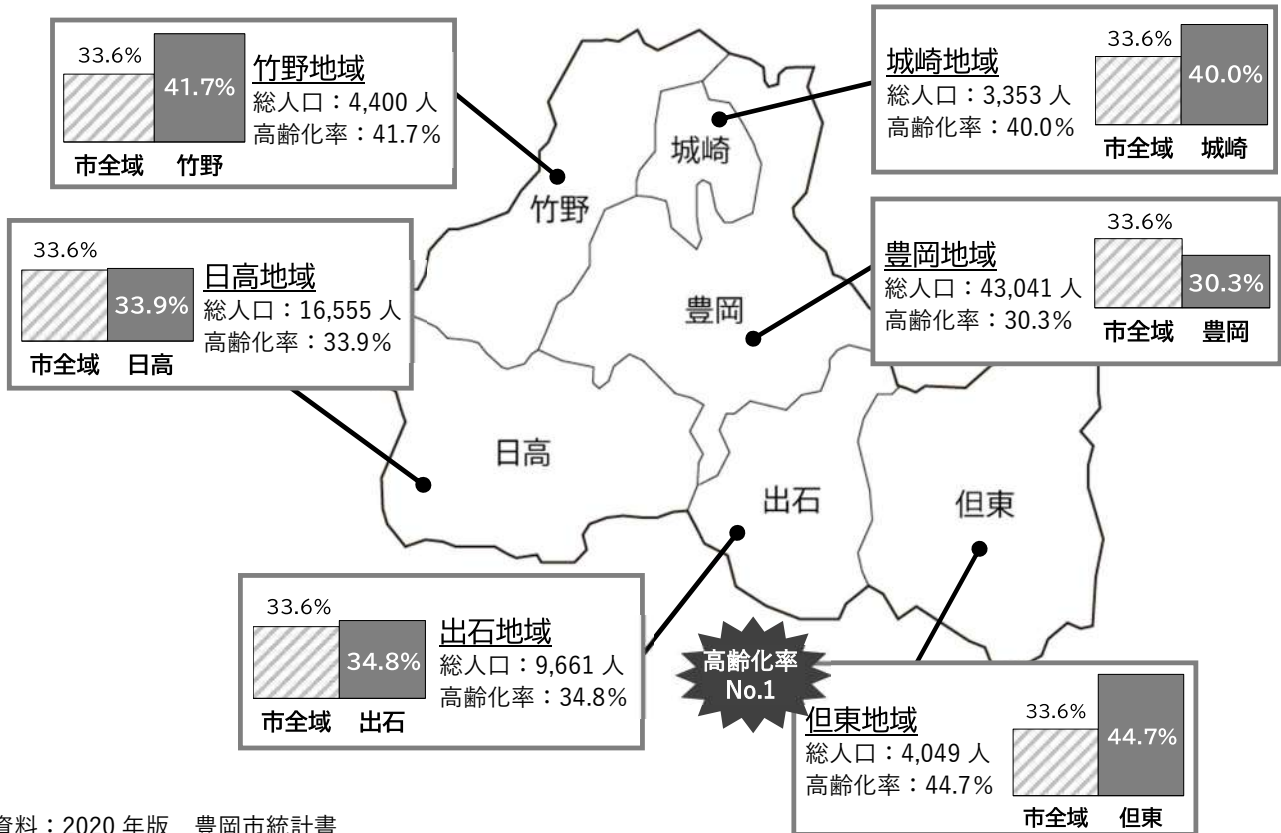


④地域別の人口および高齢化率

地域別人口では、豊岡地域が市全域の50%を超えています。

高齢化率は、最も低い豊岡地域でも、30.3%であり、城崎、竹野、但東の各地域では40%を超え、特に但東地域では44.7%と最も高くなっています。

市域の中で人口や高齢化率の差が大きくなっています。



資料：2020年版 豊岡市統計書

⑤支援を必要とする人の状況

要支援・要介護認定者、生活保護受給者など、地域の中で支援や見守りが必要な人が増加しています。

要支援・要介護者認定者数

(2015年度) (2020年度)
4,704人 → 4,996人

資料：高年介護課

生活保護受給者数

(2015年度) (2020年度)
486人 → 524人

資料：社会福祉課

⑥地域の福祉活動者の状況

高年クラブ会員数やボランティアグループ加入者数の減少は、地域を支える仕組みの衰退、担い手不足などがあらわれています。

高年クラブ会員数

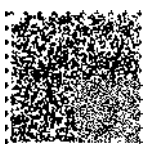
(2015年度) (2020年度)
9,857人 → 8,917人

資料：高年介護課

ボランティアグループ加入者数

(2015年度) (2020年度)
3,090人 → 1,786人

資料：社会福祉協議会





2 グループインタビュー調査まとめ

本計画策定にあたり、住民（地域福祉活動の担い手）、地域コミュニティ組織の活動者、社会福祉法人職員が抱える地域福祉に関わるニーズや課題を把握するため、グループインタビューを実施しました。グループインタビューの実施概要、調査結果の詳細は「資料編」に掲載しています。



グループインタビューの結果

持続可能な地域活動の展開(人材不足の解消)

行政区、地域コミュニティ組織では、高齢化や住民の地域への帰属意識の低下により地域活動に参画できる人材が不足しており、幅広い世代が活動に参画できる土壌づくりが求められています。

幅広い世代が活動に参画できる環境づくりや地域の実情に合わせた取組を行っている行政区・地域コミュニティ組織もあり、持続可能な地域活動の展開が求められています。

地域活動に対する理解や関心を高める工夫

地域コミュニティ組織等が行う地域活動の内容を知らない住民が多いことがわかりました。活動の理解や関心を高めていくには、認知度の向上等が必要であり、従来の広報紙等に加えてSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を活用した効果的な情報提供が必要との意見があがっています。

地域における連携した取組の実施

一人暮らし高齢者、認知症の人、ひきこもりの人等が増加する中で、地域で支え合うためにも、民生委員・児童委員だけでなく、民生・児童協力委員や福祉委員、地域の担い手が連携して取組むための体制づくりが求められています。また、行政区と地域コミュニティ組織が連携した取組がますます必要との意見があがっています。

地域福祉に関わる組織・関係機関等の連携強化

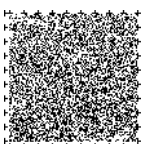
地域には認知症の人、障害者、ひきこもりの人等、生活において困り事を多く抱えている人がいます。また、地域課題が多様化する中で、地域では解決が難しい課題が増えていることから、行政区や地域コミュニティ組織だけではなく、市、市社協、社会福祉法人等の専門機関と連携を強化することで、より効果的な活動や切れ目のない支援を展開していくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症を契機とした地域福祉活動の展開

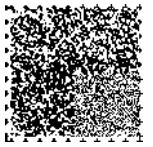
新型コロナウイルス感染症は、さまざまな地域福祉活動に影響を及ぼしています。その中でも、創意工夫のもと感染予防対策を徹底する中で地域福祉活動が実施されています。災害時を含めて、地域福祉活動が継続されることで孤独・孤立の解消や地域課題の解決へと進めていくことが求められています。

地域における認知症の人、障害者、ひきこもりの人への理解を深める

認知症の人、障害者、ひきこもりの人等が、地域の一員として活動に参加し、地域の担い手として活躍するためには、地域住民の理解が必要です。地域共生社会の実現に向けて、住民の誰もが地域の一員として地域活動に参画できる土壌づくりが求められています。



3 地域福祉における現状と課題、今後の方向性について



グループインタビューの結果及び前計画の取組等を踏まえて、今後の地域福祉活動の推進にあたり、重点取組を5つに整理しました。

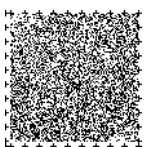
重点取組 1

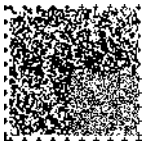
地域住民が抱える課題に対して、専門機関の支援のもと、解決に向けて住民同士によるさまざまな活動が進むように取組むことが必要です。

現 状

- 介護保険法改正により設置された「生活支援コーディネーター」や市社協が従来から配置している「コミュニティワーカー」が中心となり、地域に出向き、地域福祉活動の支援を行っています。専門職が地域に出向くことで、活動支援や協働した取組を行う方向性が定着してきています。
- グループインタビューでは、顔の見える関係づくりや地域でのつながりの大切さについての意見があがっており、誰もが参加でき活躍できる居場所等(サロン活動、玄さん元気教室、障害者の居場所づくり、認知症カフェ等)が広がっています。行政区では、サロン活動、見守り活動、話し合いの場等の地域福祉活動の広がりによって、地域での異変や困り事等に気づく機会が増え、身近な課題についての情報交換や話し合いの機会が増加しています。グループインタビューでは、支え合いマップの作成等を通じた地域における情報共有が必要との意見がでています。
- 地域コミュニティ組織における地域福祉活動の広がりや、生活支援体制整備事業により、地域課題の解決に向けた話し合いの場(協議体の設置・運営)や活動が進んでいます。グループインタビューでは、朝市やあいさつ運動等による地域活性や幅広い世代との座談会、チクタクの運行や空き家対策を通じた高齢者支援等、多様な活動が行われています。
- グループインタビューでは、コロナ禍において、地域福祉活動(サロン活動、玄さん元気教室、行事・祭り等)が開催できないという現状や民生委員・児童委員の活動が困難になったとの意見があがる一方で、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、区役員等が連携して、見守り活動を重点的に実施する行政区や、高齢者のワクチン接種の予約支援を通じて、困り事の把握を行っている行政区があることがわかりました。

生活支援体制整備事業：住み慣れた地域で、いつまでも安心して生き生きとした暮らしを続けていくためには介護保険の専門的なサービスだけでなく、地域で助け合い、支え合う仕組みづくりが必要です。生活支援体制整備事業は、誰もが住み慣れた地域でこれからも安心して暮らし続けられるように地域の支え合いの仕組みづくりを進める事業です。





◆ 住民の主体的な地域づくりが進むような体制づくりが必要です。

- ・ グループインタビュー等から、地域のつながりの大切さや顔の見える関係づくり等の重要性がでていますが、行政区の衰退、地域の担い手不足、新型コロナウイルス感染症による影響等、地域福祉活動の継続がますます厳しい状況にあります。また、移動交通問題、買い物課題、生活困窮、認知症による課題等、地域の課題が多様になってきています。

◆ 地域の実情や特性を考慮した活動の推進が必要です。

- ・ サロン活動や玄さん元気教室等の取組を行う地域の増加や地域コミュニティ組織による地域づくり等が進み、地域福祉活動が広がっています。しかし、少子高齢化や人口減少によって地域の現状や課題は大きく異なり、地域の実情や規模にあった内容ではないこともあり、効果を十分に発揮しきれっていません。

◆ 地域との接点を持ちにくい人に対する働きかけが必要です。

- ・ 障害者やひきこもりの人等の中には、地域と距離をおき、地域活動へ参加ができなく地域との接点を持ちにくい人がいます。そのため、地域における障害者やひきこもりの人等、課題を抱えた人への理解が進まず、地域から孤立した状況となっています。



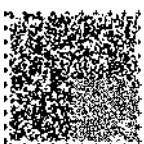
方向性

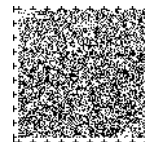
◇ 多様化する地域課題への対応

- ・ 地域には障害者やひきこもりの人等が生活していますが、住民と専門職が連携し、地域での役割や出番、居場所づくり等を進めていくことで、多様化する地域課題の解決に向けた取組を進めます。

◇ 地域の実情に合わせた体制による地域づくりの推進

- ・ 地域の実情に合わせた地域福祉活動の推進が必要です。住民同士が地域の状況や課題を把握し、解決に向けて話し合うことで、住民の主体性を高めていくとともに、住民活動を専門職が支援していきます。
- ・ 行政区の衰退が見込まれることから、地域コミュニティ組織における地域福祉活動の推進や行政区をバックアップする地域福祉活動、日常的なつながりがあるエリア（顔の見える範囲）における支え合い活動の推進等、地域の実情に合わせた体制づくりを進めます。





地域福祉・地域づくりを総合的・横断的に進めていく体制づくりが必要です。

現 状

- サロン活動、玄さん元気教室は、専門職が地域に出向き、働きかけることにより、地域福祉活動の基盤となりつつあります。前計画期間内でサロン活動は296ヶ所、玄さん元気教室は215ヶ所となっています(2021年12月末現在)。
- 地域福祉にかかる「健康づくり」「見守り」「交流」等の事業を、各分野別計画で位置づけて、各課・関係機関で取組まれています。

課 題

- ◆ 地域福祉や地域づくりにおける連携、総合調整（地域福祉の横断性）が必要です。
 - ・ 地域福祉や地域づくりに関わる取組については、各課・関係機関それぞれの対応となっていることが多く、十分な調整が図れていないため、住民等の負担が増えている場合もあります。地域福祉計画が、福祉に関する計画としての上位性・横断性を発揮することで、効果的に進められる体制づくりが必要です。
 - ・ 生活支援コーディネーターは、地域での支え合い活動の強化やネットワークによる地域課題の解決に向けた協議や資源開発、関係機関との調整等の役割があります。現在は高齢分野を中心に活動していますが、障害者や子ども等の取組など、地域活動では分野が特定されるわけではありません。課題が複合化・複雑化する中で、各課・関係機関と調整が必要となりますが、生活支援コーディネーターの動きや役割等が十分に浸透していないため、総合的な調整や支援が難しい状況にあります。



方 向 性

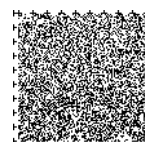
◇ 地域福祉支援の総合調整機能の強化

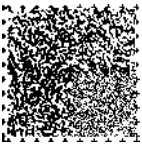
- ・ 生活支援コーディネーターの活動の幅を広げ、地域福祉を進める各種団体、各課・関係機関と役割分担等を行いながら、地域福祉支援の総合調整の強化を図る必要があります。また、「一般社団法人ちいきのて」との連携・役割分担を行い、地域づくり部門と連携・協働のもと進めていきます。

◇ 地域福祉計画の特徴である横断性の強化

- ・ 福祉の基本計画としての特性を明確に位置づけ、他分野においても地域福祉の考え方を基盤とした取組や検討等を進めていきます。

一般社団法人ちいきのて：行政と地域との間に立ち、地域の活動を支援する中間支援組織です。地域や地域コミュニティ組織が持続可能な住民自治に向けて主体的に活動できるように支援しています。





重点取組 3

人材育成や発掘を進めるとともに、誰もが参加し、活動が行えるような場をつくる等、社会参加・住民参加を進めていくことが必要です。



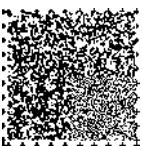
現 状

- 住民の主体的な地域づくりを進めていくためには、人材育成や発掘が求められています。地域福祉活動の広がり(サロン活動、玄さん元気教室、見守り活動等)から、地域福祉活動の担い手の活動状況が把握できるようになってきています。
- 市・市社協等では、社会福祉法人や企業・団体等と連携し、地域課題の解決に向けた取組を進めています。企業・団体等と連携して地域福祉活動を行う機会が徐々に増えており、地域福祉活動の担い手として機能し始めています。
- グループインタビューでは、地域活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりにより、幅広い世代が連携し、取組を進めている地区があることがわかりました。
- 高齢者、障害者、子ども、ひきこもりの人、外国人市民等は「支えられる側」という固定観念があり、活躍の場が広がっていないという現状があります。
- グループインタビューでは、社会福祉法人は職員の人材不足により、地域と関わる機会が定期的に持てず、新型コロナウイルス感染症の影響等から、地域とのつながりがますます低下していることがわかりました。



課 題

- ◆ 見守り対象者の増加により、従来通りの取組では地域で対応できなくなってきました。
 - ・ 高齢者や認知症の人、ひきこもりの人等の見守り対象者が増加している中で、特定の担い手に対する負担が増加しています。グループインタビューでは、民生委員・児童委員に役割が集中している現状があり、民生・児童協力委員、福祉委員との連携した見守り活動等の推進だけでなく、区役員、育成会、駐在所等、多様な主体と連携した取組が必要との意見がでています。
- ◆ 多様な主体（ボランティア・セルフヘルプグループ、企業・団体等）による地域福祉活動の推進が十分に展開できていません。
 - ・ 新たな地域の担い手や多様な主体による連携した取組が一部でしか進んでいないことから、区長や民生委員・児童委員等の特定の担い手に負担が集中しています。地域福祉活動の担い手が高齢化し、地域課題が多様化している状況では、これまでの体制のみでは活動を推進することが困難となっています。





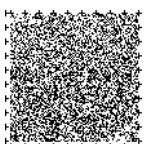
方向性

◇ 人材育成や発掘、資源開発に向けた機能強化

- ・ 民生委員・児童委員だけでなく、民生・児童協力委員、福祉委員等の地域福祉活動の担い手が連携して取り組めるような体制づくりを進めます。
- ・ 人材育成や発掘、資源開発に向けて、多くの関係機関との連携・協働を進める必要があります。また、ボランティア・セルフヘルプグループ、企業・団体等と連携し、多様な主体による地域福祉を進めることで一層の支援を展開していきます。
- ・ 高齢者、障害者、子ども、ひきこもりの人、外国人市民、移住者等も地域福祉活動の担い手として、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、誰もが活躍できる地域共生社会の実現を図ります。

◇ 地域活動への参加の支援強化

- ・ 地域での支え合い・つながりづくりとあわせて、ボランティア・セルフヘルプグループ、企業・団体等との連携した取組をコーディネートすることで、地域福祉活動を強化します。





重点取組 4

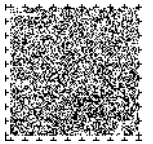
相談を受け止め、解決していくための、総合的・包括的な相談支援体制の充実・強化が必要です。

現 状

- 生活困窮者自立支援法成立により、総合相談・生活支援センターができ、その後、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターの3センターの機能を活かし、総合的・包括的な体制を構築するために「総合相談センター」を設置しました。
- 見守り・声かけ活動の啓発や専門職が地域に出向く機会の増加により、相談窓口や専門職に相談がつながる機会が増えています。
- 社会情勢の変化から、窓口への相談件数や相談員が対応するケース数が増加しています。相談内容の複合化・複雑化により、相談員が相談支援に費やす時間が増えています。
- 総合相談支援体制づくり、資源開発に取り組む「総合相談支援ネットワーク推進協議会」が設置され、市・市社協の関係各課が協議する場ができています。

課 題

- ◆ 総合窓口が機能不全になるおそれがあります。
 - ・ 総合相談センターだけで、年間延べ3万件以上の相談があります。その中には、相談の主たる内容が把握されないまま、他機関等からつながれてしまい、あらためてつなぎなおすケースや特定の窓口で相談が集中することが多い状況です。また、社会的孤立や複合的な課題を抱えたケースにおいては、課題は多分野にまたがり、調整に多くの時間を要しているため、相談員一人ひとりにかかる負担が増加(マンパワー不足)し、窓口機能の維持に大きな影響がでています。
- ◆ 総合相談支援体制構築という意識が希薄化しています。
 - ・ 市・市社協各窓口で困り事を受け止め、連携して支援する総合相談支援体制を構築しましたが、総合相談支援体制の考え方が十分踏襲されず、総合相談センターが、関係機関と役割分担しながら支援調整を進めるといった認識が希薄になっているのが現状です。また、総合相談支援体制の構築に向けて設置した「総合相談支援ネットワーク推進協議会」も有効に機能しきれていません。
- ◆ 連携・総合調整の機能が必要です。
 - ・ 現在、総合相談・生活支援センターは、市、市社協、関係機関との連携の働きかけ等、総合調整の機能が不足しています。



- ・ 相談員はケースの対応に追われ、関係機関との支援調整、資源開発や制度の柔軟運用などの仕組み化に向けた調整が難しく、実施は困難な状況です。
- ・ 相談対応に追われ、社会資源(居場所等)に対して、フォローやアプローチが難しい状況のため、当事者と地域や企業・団体等をつなぐ継続した支援が困難な状況です。また、グループインタビューでは、民生委員・児童委員から相談対応に関するフィードバックが遅れているとの意見もあり、連携した取組が十分に進んでいません。
- ・ 地域包括支援センターや市各振興局は、旧市町単位にありますが、専門職が属する事務所の多くが豊岡地域にあり、圏域に応じた相談支援体制の構築が必要です。

◆ 業務の効率化が必要です。

- ・ 福祉分野では、紙媒体で情報のやり取りをすることが基本であり、その後、改めてデータ化する必要があります。相談対応が増加する中で記録も多くなるため、ICTを積極的に使うといった、業務の改善が必要です。



方向性

◇ 包括的な支援体制を調整する体制強化の検討

- ・ 課題の複合化・複雑化や支援困難ケースに対応するために、調整機能や相談員を支援する体制等、包括的な支援体制の強化を検討します。
- ・ 改正社会福祉法（2021年4月施行）により新設された「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行い、「住民の主体的な地域づくり」と「総合的・包括的な相談支援体制づくり」の更なる充実と、地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めます。

◇ 総合相談支援体制の理念浸透、各窓口の総合化の推進

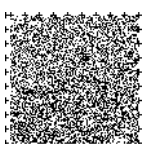
- ・ 圏域(隣近所・行政区・地区・旧市町・市)を考慮した総合相談支援体制のあり方の検討を進めます。
- ・ 各窓口が相談を総合的に受け止め、つなぎ、支援する体制整備を進めます。また、相談員を支援する体制（支援者支援体制）づくりを進めます。
- ・ 権利擁護支援体制の構築に向けた検討を進めます。

◇ 業務の効率化（相談支援におけるICT化等）

- ・ 業務改善のために、相談業務のICT化の検討（高齢者、障害者、子ども等の相談記録等の一元化、訪問用タブレット導入等）を行います。

◇ 資源開発に向けた体制強化

- ・ 「総合相談支援ネットワーク推進協議会」のあり方・体制を検討することで、資源開発に向けた調整を進めます。
- ・ 総合相談支援体制で、重要な役割の一つに資源開発があります。資源開発に向けて、地域支援職員（生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等）や企業・団体、各種関係機関等との連携・協働がより効果的に機能するように体制強化を進めます。



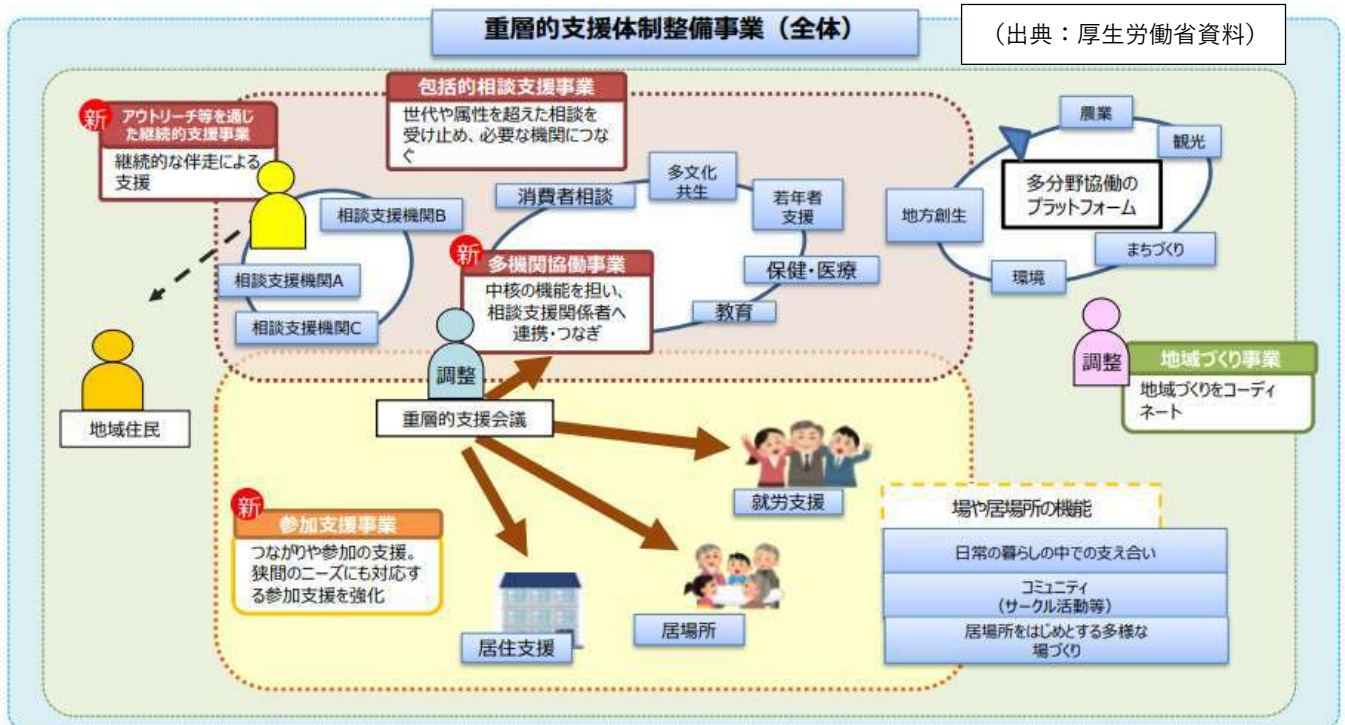


重層的支援体制整備事業とは

改正社会福祉法(2021年4月)に基づき新たな事業として、**重層的支援体制整備事業**が創設されました。この事業が創設された背景には、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化しているものの、子ども・障がい・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では、複雑で複合的な課題やはざまのニーズへの対応が困難になっている現状があります。本事業では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援**を実施することとなっています。

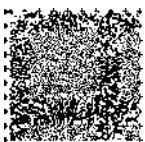
重層的支援体制整備事業では、相談支援・地域づくり事業の一体的実施が特徴であり、各支援機関・拠点、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能としています。これまで高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野で相談・地域づくりが行われてきましたが、各制度の関連事業について一体的に実施することで、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制(重層的支援体制)があげられています。

そのため、従来の、分野(子育て、障害、介護、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として交付されます。



重層的支援体制整備事業について (イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複合化・複雑化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の中には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



地域福祉の推進に向けた基盤整備を進めていくことが必要です。

現 状

- 隣近所、行政区、地区、旧市町、市の5つの圏域を設定し、各圏域において多様な主体の連携・協働の場の構築を進めています。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、「地域福祉・生活支援拠点ぐるらん」を整備し、地域での暮らしを続けていくための取組を進めています。

課 題

- ◆ 各圏域の特性・役割にあった取組が十分に展開できていません。
 - ・ 圏域ごとに専門機関や地域福祉活動の担い手、協議の場等の役割・位置づけの整理が十分にできていません。
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりが十分に進んでいません。
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域ケア会議を通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や高齢者の自立支援に必要な施策の展開につなげる必要がありますが、そのための体制づくりが進んでいません。
- ◆ 横断的な連携・協働のテーブル機能の構築が進んでいません。
 - ・ 地域福祉活動を推進していくために、横断的な連携・協働のテーブル機能を担う役割を期待された「(仮称)地域福祉推進部会」が前計画期間内に設置できていません。

方 向 性

- ◇ **新しい地域包括支援体制の整備**
 - ・ 高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考えを、全世代（障害者・子ども等）にも発展・拡大させた体制の整備を進めます。
- ◇ **地域福祉の推進に向けた横断的な体制づくり**
 - ・ 市・市社協が連携・協働し、地域福祉の推進や課題解決に向けた仕組み（協議の場等）づくりを進めます。

